

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 3 0 号

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

鈴鹿市公共下水道条例（平成 7 年鈴鹿市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（排水設備指定工事店の指定） 第 7 条 排水設備等の新設等の工事（次の各号に掲げる工事を除く。以下「排水設備工事」という。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 （１）～（３） 略 <u>（４） 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u> 2 ・ 3 略	（排水設備指定工事店の指定） 第 7 条 排水設備等の新設等の工事（次の各号に掲げる工事を除く。以下「排水設備工事」という。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 （１）～（３） 略 2 ・ 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。